



保育所への土地貸与に税制優遇検討
～相続税、贈与税の減免措置～

◆待機児童解消に向け、保育所整備が急がれているところですが、相続や贈与された土地を保育所や幼稚園に貸し出した場合、土地所有者の相続税や贈与税を減免する優遇措置の実施が検討されていることが5日、明らかになりました。

これまで待機児童が多くいる自治体から、保育所などへ土地を貸し出す人に対して優遇措置を設ける要望があがっていました。こうしたことを踏まえ、内閣府、厚労省、文科省は8月末にまとめる2017年度の税制改正要望で優遇策を盛り込む方針です。また、企業が新設する企業内保育所についても、保育士の配置基準などを満たせば、固定資産税や都市計画税を減免する方針で、こちらにも要望に明記される予定です。

今年7月に公表された路線価は、全国平均で8年ぶりに前年に比べて上昇し、都市部の上昇がその他の地域にも広がっている傾向があります。優遇措置が決まれば、保育所に土地を貸し出す人が増えることが予想され、保育所整備の加速を後押しすることが期待されています。

優遇が受けられる土地の広さや減税の規模など、具体的な内容は今後検討される予定です。

(参考：産経新聞ウェブ/時事通信社ウェブ/日経新聞ウェブ)

路線価の対前年変動率が高い主な都市(単位：%)			
都市名	所在地	2016年分	2015年分
大阪	北区角田町御堂筋	22.1	10.1
東京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	18.7	14.2
京都	下京区四条通寺町東入 2丁目御旅町 四条通	16.9	5.3
名古屋	中村区名駅1丁目 各駅通り	14.1	11.5
仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	12.5	4.8
広島	中区胡町 相生通り	12.2	10.2
福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	12.0	5.3
札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	11.8	4.9

参考：国税庁HP

株式会社の特養経営を認めず
～規制緩和の要望に厚労省回答～

◆内閣府の規制改革ホットラインで、介護老人福祉施設(以下「特養」という。)への株式会社等の営利企業参入を求める提案が日本商工会議所から提出されましたが、厚労省は「株式会社による設置を認めることは適切ではない」とした回答を示したことが明らかになりました。

規制改革ホットラインは、環境や技術の変化に対応した規制改革を着実に進めるため、国民などから提案を受け付けて各省庁がそれに回答をするもので、今回公表された回答は2013年3月から今年の6月までに受け付けた約2,700件の提案について取りまとめたものです。

今回の提案の背景には、株式会社などの新規参入を認めることで、民間の経営ノウハウが活用でき、施設不足による待機者の解消や介護職員の処遇改善に繋がれるとしています。一方厚労省は「特養は低所得者が多く入所していることなどから高い公益性が求められており、株式会社の営利法人としての性格とは矛盾している」として、株式会社による特養の設置を認めない考えを示しました。

このような意見はこれまでも挙がっており、高齢化などを背景に今後も議論になりそうです。(参考：内閣府HP/福祉新聞)

《厚労省が示した検討結果》

- ◆特養には、低所得高齢者が多く入所していることや措置入所の受け皿になっていること、約7割の施設で独自の低所得者に対する負担軽減措置を実施していることなど、その設置にあたっては、高い公益性と安定性が不可欠。
- ◆株式会社には、剰余金の配当が認められているほか、株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配されるなど、事業の継続性を担保できる仕組みではないため、特養の設置を認めることは適切でない。

介護、処遇改善へ
～新たな経済対策～

◆政府は2日、臨時閣議を開催し、およそ28兆円の経済対策を閣議決定しました。一億総活躍社会の実現に向けて、子育て支援や介護などへも予算が充てられています。そのうち介護については、介護報酬改定とは別に介護職員の賃金改善を行う方針が示されています。

具体的には、キャリアアップの仕組みを構築した上で、月額平均1万円相当の処遇改善を2017年度から継続して実施するとしています。また、2018年度に介護報酬の定例改定が行われる予定ですが、それを待たずして処遇改善を実施するため、財政安定化基金へ特例的に積み増しを行い、そこから処遇改善の費用を支出する方針です。

障害福祉に携わる職員についても介護と同様に処遇改善を図っていく方針で、人材確保に向けた取組が進められます。

財政安定化基金

⇒見込みを上回る給付費増や介護保険料収納不足によって、市町村の介護保険特別会計に赤字が出る場合に、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。原資は、国、都道府県、市町村が1/3ずつ負担。

(参考：内閣府HP他)